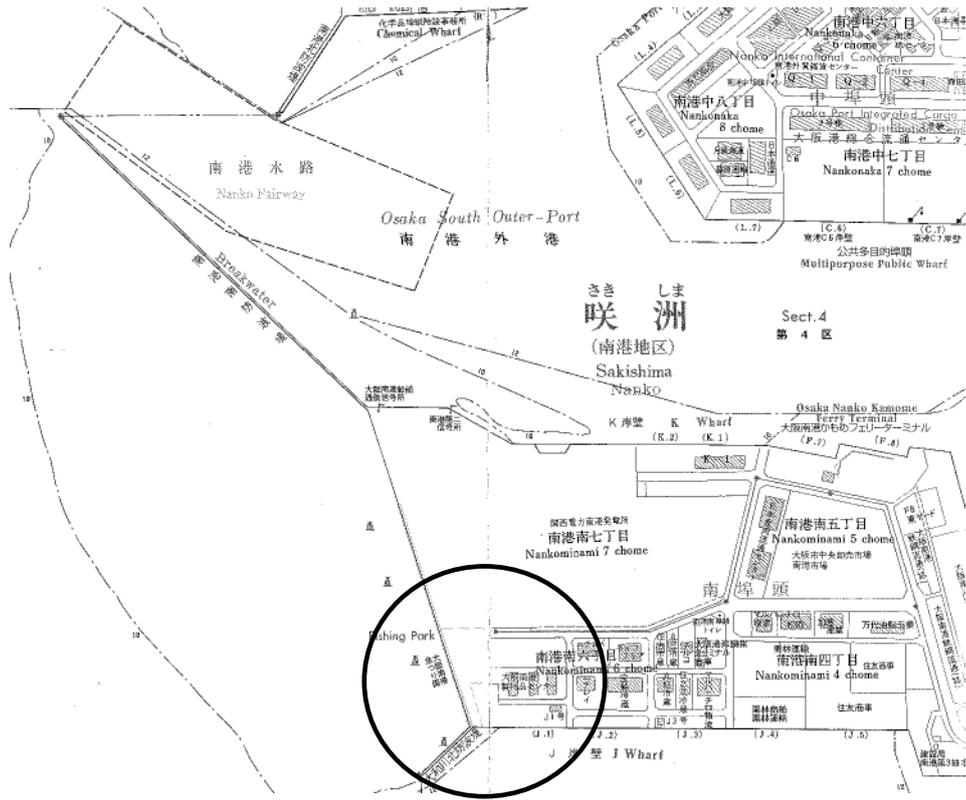


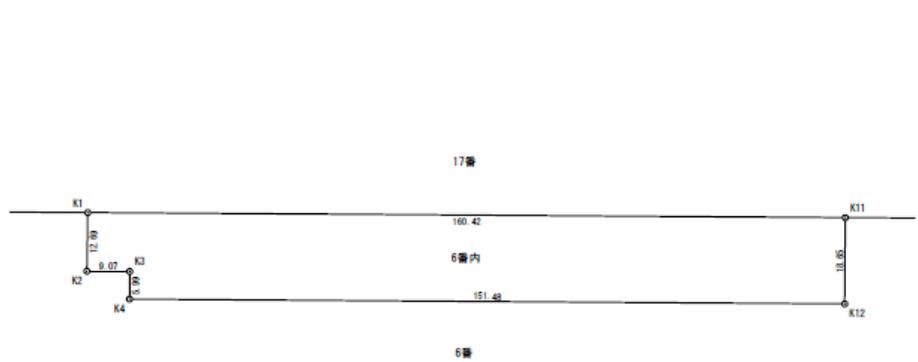
物件調書

物件名	南港魚つり園護岸利用者駐車場及び売店運営
所在地	大阪市住之江区南港南7丁目6番内
住居表示	—
貸付面積	2,939.48m ²
形状	明細図のとおり
接面道路の状況	南側幅員約18m臨港道路にほぼ等高接面
用途地域	準工業地域
交通機関	
バス	市営バス 停留所南港南6丁目の東方約30m 徒歩約1分
現況	
大阪市行政財産使用許可において、南港魚つり園護岸の駐車場として利用	
特記事項	
<p>✓ 本市が使用許可を取り消したとき又は使用期間が満了して引き続き使用を許可しないときは、使用者は自己の費用で本物件を原状回復して返還すること。</p>	
お問合せ	大阪港湾局 施設管理部 海務課（防災保安） 電話（06）6572-2691

周辺図



明細図



座標求積表

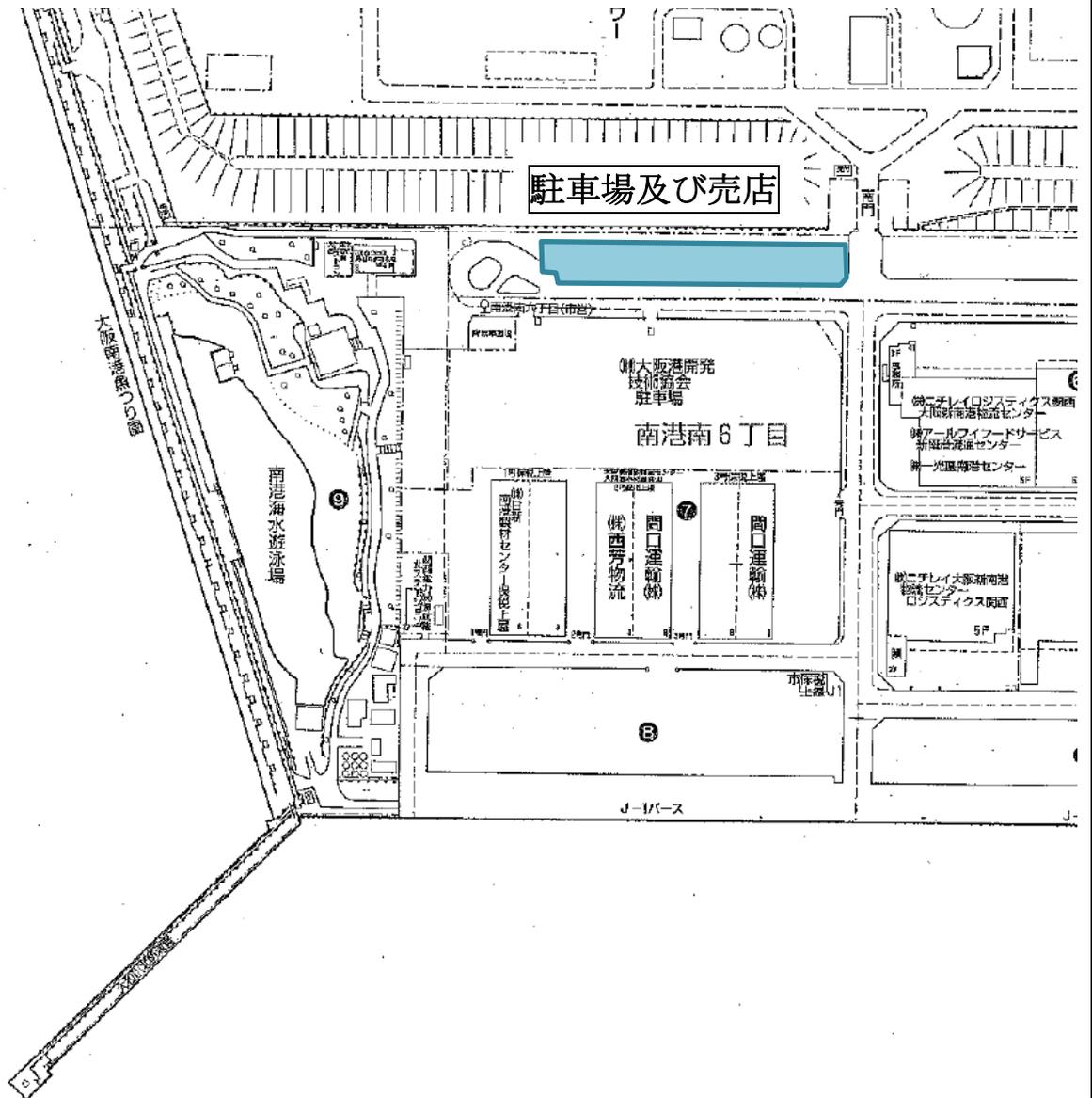
地 点	番 名	6番内 種 類	X	Y	辺 長
K1	(倉庫用)	-153501.4657	-54640.3373	12.69
K2	(プラスチック)	-153514.1545	-54640.5340	9.07
K3	(倉庫用)	-153514.1835	-54631.4633	5.99
K4	(プラスチック)	-153520.1732	-54631.5254	151.48
K12	(倉庫用)	-153521.2152	-54480.0425	18.65
K11	(倉庫用)	-153502.5582	-54479.9154	160.42
			倍面積	5876.974226	
			面積	2938.4871130	
			地積	2938.48	m ²

所在地番	住之江区南港南七丁目6番内
地積	2939.48m ²

縮尺 1 / 1000

※ 現況と異なる場合は、現況を優先する。

配置図



※ 現況と異なる場合は、現況を優先する。

受付番号

令和 年 月 日

応募申込書

大阪市長 様

申込者 住 所

(所在地)

電話番号

氏 名 印

(名称及び代表者氏名)

実印

募集要項の各条項を承知の上、南港魚つり園護岸利用者駐車場及び売店運営の事業者募集への応募について、次に掲げる事項を誓約した上で、次のとおり申し込みます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ）。
- (3) 国税及び大阪市税の未納がないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (5) 本市が実施した土地（行政財産）の使用事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから 2 年を経過しない者でないこと。
- (6) 募集要項の各条項を十分承知の上で応募すること。

なお、決定金額及び予定事業者の法人・個人の区分を公表することに同意します。

《添付書類》

- ア 応募申込書（本市所定様式）
- イ 誓約書（本市所定様式）
- ウ <法人>印鑑証明書
<個人>印鑑登録証明書
- エ <法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項証明書」のいずれか。）
<個人>住民票の写し
※ ③④については発行後3か月以内の原本に限ります。
- オ 国税及び大阪市税（個人又は法人等の府市民税、固定資産税・都市計画税（土地・建物）の未納の税額がないことの証明書の写し
※ 国税は納税証明書（その3）に限ります。
- カ 土地利用計画図

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	行政財産の使用に際して、条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面（役員名簿等）により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者に該当する者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。

(物件の表示) : _____

大阪市長 様

年 月 日
所在地

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

代表者の氏名

代表者の生年月日

年 月 日生

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（参考）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であつて、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

質 疑 書

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)
(事務担当者)
所属部署
氏 名
電 話

案 件	南港魚つり園護岸利用者駐車場及び売店運営
-----	----------------------

質疑内容
(記入例；募集要項 P. 番号 の〇〇〇〇について)

※質疑が複数ある場合は、番号を付けて箇条書きにて記載をお願いします

価格提案書

令和 年 月 日

大阪市長 様

南港魚つり園護岸利用者駐車場及び売店運営の事業者募集要項において、次の金額で使用事業者として使用許可を希望します。

住 所
(所在地)

氏 名

印

(名称及び代表者氏名)

記

応募価格			百万			千			円
------	--	--	----	--	--	---	--	--	---

- 応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。
- 金額の前枠に、「¥」、「金」又は押印による「留印」をつけて下さい。
- 応募価格は、月額で記入してください。

令和 年 月 日

委任状

大阪市長 様

(委任者)
住 所
(所在地)

氏 名 印
(名称及び代表者氏名)

実印

次の者を代理人と定め、貴市における南港魚釣り園護岸利用者駐車場及び売店運営の事業者応募に付帯する一切の権限を委任します。

(受任者)
住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者氏名)



行政財産使用許可申請書

令和 年 月 日

大阪市長

申請者 住 所

氏 名

生 年 月 日

年 月 日生

担当 者 名

連 絡 先

次のとおり、貴市の行政財産を使用したいので許可いただきますよう、裏面の事項について誓約のうえ申請します。

記

1. 名 称 臨港道路（住之江・一般）
2. 所 在 地 住之江区南港南7丁目6番内
3. 使用面積 2,939.48 m²
4. 使用期間 令和8年4月22日から令和9年3月31日
5. 使用目的 時間貸駐車場及び売店
6. 添付資料 事業計画書・土地利用計画図

誓約事項

大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、行政財産の使用に際して、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

大阪市行政財産使用許可書

大阪市指令大大阪港防第 号
令和 年 月 日

使用者 住所
氏名 様

大阪市長 ○ ○ ○ ○
(大阪港湾局施設管理部海務課 (防災保安))

令和 年 月 日付けをもって申請のあった本市大阪港湾局管理の行政財産を使用することについては、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産の用途・目的を妨げない範囲内で次の条項により許可する。

記

(使用物件)

第 1 条 使用を許可する物件は、次のとおりとする。

所 在 大阪市住之江区南港南 7 丁目 6 番内
名 称 南港魚つり園護岸利用者駐車場及び売店
面 積 2,939.48m²
使用部分 詳細別図のとおり

(用 途)

第 2 条 使用者は、前記の物件を南港魚つり園護岸利用者の駐車場及び売店の用に供するものとする。

(使用期間)

第 3 条 使用期間は、令和 8 年 4 月 22 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(使用料)

第 4 条 使用料は、総額 円 (消費税及び地方消費税を含む。)とし、別途発行する納入通知書により納期限までに納入しなければならない。

2 既納の使用料は、第 10 条第 1 項第 1 号の場合を除き、還付しない。

(保証金)

第 5 条 使用者は、保証金として金 円を令和 年 月 日までに本市に納入しなければならない。

2 保証金は、使用料等の納入を遅延した場合においてこれに充当するほか、本市使用許可に伴う一切の損害賠償に充当する。

3 前項の充当により保証金に不足が生じたとき又は充当によってもなお不足額があるときは追納しなければならない。

4 保証金は、第 11 条の規定による原状回復をしたときに、これを還付する。

(延滞金)

第 6 条 納期限までに使用料を納入しない場合において、督促状の指定期限までに納入しないときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例に基づき計算した延滞金を納入しなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 使用者は、使用物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、電気、ガス、水道及び電話等の料金を本市の指定する期日までに納入しなければならない。

(使用上の制限)

第 8 条 使用者は、使用物件を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 使用者は、使用物件を第 2 条に指定する用途以外に供してはならない。

3 使用者は、使用物件について修繕、模様替えその他原形を変更しようとする行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けなければならない。

(第三者の使用の禁止)

第 9 条 使用者は、使用物件を他の者に使用させ、又は担保に供してはならない。

(使用許可の取り消し又は変更)

第 10 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取り消し又は変更をすることがある。

(1) 本市において使用物件を公用又は公共用のために必要とする場合

(2) 使用者がこの使用許可書の各条項に違反したとき

(3) 不正の手段によってこの許可を受けたとき

2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消す。

(1) 使用者が大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき

(2) 大阪市暴力団排除条例第 2 条 1 号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められるとき

3 前 2 項の場合において、使用者は当該取り消し又は変更によって生じた損失を本市に請求することができない。

(原状回復)

第 11 条 使用許可を取り消したとき又は使用期間が満了して引き続き使用を許可しないときは、使用者は、自己の費用で、市長の指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市長がこれを行って、その費用を使用者の負担とすることができる。この場合、使用者は異議を申立てることができない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、その責任に帰すべき事由により、使用物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用物件を原状に復した場合は、この限りでない。

2 前項に定める場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の必要費及びその他の費用を請求することができない。

(実地調査等)

第14条 市長は、使用物件について随時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第15条 本許可の各条項に関し疑義があるときその他物件の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定するところによる。

(不服申立ての教示)

1 この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。

2 この許可については、上記1の審査請求のほか、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

魚つり園護岸の管理に関する協定（案）

南港魚釣り園護岸及び大和川北防波堤（以下「本施設」という。）の管理について、大阪市（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が行う南港魚つり園護岸利用者駐車場及び売店運営が、南港魚釣り園護岸及び大和川北防波堤（以下「本施設」という。）の管理と密接に関連していることを踏まえ、市民が安全に釣りを楽しめるよう、本施設の円滑な管理運営を図ることを目的とする。

（管理業務の範囲）

第2条 乙は、甲からの依頼に基づき、本施設において、次の管理業務（以下「本業務」という。）を実施するものとする。

- （1） 出入口門扉の開錠及び施錠
- （2） 本施設内の巡回点検
- （3） その他、甲乙が協議し決定した事項

（本施設の開放時間等）

第3条 本施設の開放時間は、水曜日（休日を除く。）及び12月28日から翌年の1月4日までの日以外の日の午前7時から午後5時まで（4月から11月までにあつては、午前5時から午後7時まで）の間とする。ただし、乙の要請により甲が必要と判断した場合は、この限りでない。

- 2 乙は、別紙「南港魚つり園護岸及び大和川北防波堤閉鎖基準」を超える状況となった場合は、本施設の閉鎖を行い、甲に報告するものとする。
- 3 乙は、門扉の閉鎖を行う際、本施設の利用者に閉鎖する旨を周知したうえで、本施設内が無人的であることを確認した後に門扉を施錠するものとする。

（巡回点検）

第4条 乙は、前条第3項に基づく確認と合わせて、本施設内の手すり・安全柵・救命設備等について、不具合や損傷がないか巡回して点検を行うものとする。

（事故等の報告）

第5条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事態が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、相互に報告し合い、その対応を検討するものとする。

- （1） 本施設内で事故そのほかの異常事態が発生した場合

(2) 本施設内で設備の不具合や損傷を発見した場合

(管理瑕疵)

第6条 本施設内における管理の瑕疵により第三者に損害を及んだときには、本来甲が行うべき本業務について、甲が乙に協力を求め、乙がこれに協力するということに鑑み、甲がその賠償責任を負い、乙に重過失がない場合に限り、負担を負わせることはない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、南港魚つり園護岸利用者駐車場及び売店運営にかかる行政財産目的外使用許可の許可期間と同じとする。

(その他)

第8条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和8年4月 日

甲 大阪市
契約担当者
大阪港湾局長 ○○ ○○
乙